

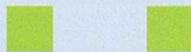


一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

# ぎふ 環境保全

VOL. 103

・発行・  
平成27年  
7月15日



[特集]

◆(一社)岐阜県産業環境保全協会第四回定時総会

[行政ニュース]

◆「フロン排出抑制法について」

岐阜県環境生活部環境管理課

◆「不法投棄産業廃棄物の撤去奉仕活動」その二

[トピックス]

(一社)岐阜県産業環境保全協会



特 集	(一社)岐阜県産業環境保全協会 第4回定時総会	2
	・協会の新執行体制	7
	・各委員会の委員名簿	8

あいさつ	就任ごあいさつ	岐阜県環境生活部長 安福正寿	9
------	---------	----------------	---

行政ニュース	「フロン排出抑制法について」	岐阜県環境生活部環境管理課	10
--------	----------------	---------------	----

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～

### 「岐阜県初の野鳥における鳥インフルエンザについて」

岐阜県可茂県事務所環境課 16

### トピックス 「不法投棄産業廃棄物の撤去奉仕活動」(その2)

(一社)岐阜県産業環境保全協会 18

シリーズ	わがまちの環境保全と対策 「これからも ずっと郡上 もっと郡上」郡上市長 日置敏明	24
------	--	----

協会だより	<(一社)岐阜県産業環境保全協会>	
	理事会の開催	25
	委員会の開催	25
	青年部会の動向	26
	<(公社)全国産業廃棄物連合会>	
	第5回定時総会の開催	27
	連合会会长表彰	27
	<中部地域協議会>	
	平成27年度第1回専務理事会議	27
	中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議	27
	<社名変更>	28
	<優良産業廃棄物処理業者認定(確認)会員>	28
	<会員数の状況>	28
お知らせ	許可の有効期限にご注意	29
	協会への入会のおすすめ	30
	会費の納入は便利な口座振替で	31
	電子マニフェストシステムの加入申込み・岐阜県内の加入状況	32
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について	33
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書	34
	事務局からのお願い	35
	夏季休業(8月14日(金))について	35
編集後記		36

表紙写真	「清流」(関市洞戸)	.....	フォト飛水 西松 勇
------	------------	-------	------------

## 第4回定期総会を開催

第4回定期総会が、平成27年6月19日(金)に岐阜市内の「岐阜都ホテル」において、来賓のご臨席をいただき盛大に開催されました。

総会に先立ち、知事表彰の伝達式が行われました。続いて総会が開催され、最初に優良事業所・優良従事者の表彰を行い、議事では、平成26年度事業報告、決算報告及び公益目的支出計画実施報告議案が慎重に審議され承認されたほか、任期満了に伴う役員改選案が審議され、原案どおり可決されました。

### 理事長あいさつ

本日、ここに一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の第4回定期総会を開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。



理事長挨拶

まずもって、本日は、公私ともにご多用の中、ご臨席を賜りました安福県環境生活部長様、長屋県議会厚生環境副委員長様を始め、ご来賓をお迎えし、定期総会を開催することができましたことを、心より厚く御礼申し上げます。

また、会員の皆様方には、お仕事の忙しい中、多数ご出席をいただき誠にありがとうございます。

つい先頃、今年の1月から3月の国内総生産(GDP)速報値の見直しが発表されました。これによりますと、数値は大幅に上方修

正され、昨年4月の消費増税以降、低迷していた経済が回復に向かっていることが裏付けられたということのようです。特に、設備投資の項目が大きく上方修正されました。

一方、県の財務事務所が発表した景気予測調査で、県内の経済状況を見てみると、製造業では4月から6月は、まだ下降気味とする企業が多く、7月以降になって上昇に転じると予測しているようです。全国的な状況と岐阜の状況では、若干の時間差があるようです。いずれにしても、現在の状況が急激に好転することは期待できないように思います。

さて、産業廃棄物の処理という我々の仕事は、皆様方もご承知のとおり、一般の方々には、少し理解されにくい仕事でもあります。このような状況を踏まえ、協会では、機会をとらえて新聞広告なども実施してまいりましたが、必ずしも認知度は高くないのが現実です。

そのような中、協会自体が直接に住民の方々に貢献できる事業は、無いのかと常々考えておりました。廃棄物で話題になるのが、不適正処理、その中でも特に問題になるのが不法投棄です。不法投棄の処理、撤去を通じて地域の良好な生活環境の回復に貢献できなかとの思いもありました。

県当局と協議の上、美濃加茂市内で不法投棄産業廃棄物の撤去を行うこととし、昨年の夏以降、約8ヶ月をかけて準備を進めてまいりました。撤去に際しては、協会員から重機、機材の支援を受け、多くの協会員、県・市の職員、地元自治会の方々にボランティアとして参加をして頂きました。3月の第1回、5月の第2回と、のべ13日間に渡る撤去作業を通じて、産業廃棄物の処理に大いに関心を持って頂けたものと自負しております。お手元には新聞記事の切り抜きなどを用意しました。

昨年の総会でもお話をしましたが、我々の業務の根拠となる「廃棄物処理法」は、数年に一度、大きな改正が行われております。今年度は、まさに法案の内容が議論される年となります。幸いにも、昨年の10月には約100人の国会議員の先生方が参加され「産業・資源循環議員連盟」が発足しております。協会員の皆様方の意見を集約し、「全国産業廃棄物連合会」や「産業・資源循環議員連盟」を通じて国に届けたいと考えております。

また、「優良産廃処理業者認定制度」につきましては、昨年度の研修会に引き続き、今年度は認定基準の一つである「エコアクション21の認証・取得」を支援する「グリーン化プログラム」や、協会ホームページの無償利用による情報公開支援も既にスタートさせております。多くの会員の方々が「優良産廃処理業者認定制度」に参加されることを期待しております。

最近は、南海トラフに起因する巨大地震の発生について、様々取りざたされておりますが、地震により発生する災害廃棄物の処理についても、我々の業界は大いに力を發揮できる立場にあります。既に、平成20年に協会は

岐阜県との間に、「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結しております。岐阜県は近隣の県に比べて、海岸線を持たないという優位な立場にあり、県の策定される方針を尊重し、東日本大震災の教訓も活かして、より広域的な処理に対応できるような体制を整えて行きたいと考えております。協会員の皆様には一層の協力をお願ひいたします。

さて、本日は、平成26年度の事業報告及び決算の審議をお願いするとともに、2年に1度の役員改選を行っていただくこととしております。慎重に審議のうえ、適切なご判断を賜るようお願い致します。

総会終了後には、引き続き懇親会を用意しておりますので、ぜひご参加をいただき、会員相互の情報交換の場としていただければ幸いに存じます。

最後になりましたが、会員の皆様並びに協会の益々の隆盛と、末永い発展をお祈りしまして、ご挨拶と致します。

## 優良事業所・優良従事者の表彰

総会では、理事長挨拶に続いて、平成27年度理事長表彰[優良事業所・優良従事者]の表彰式が行われ、受賞事業所及び従事者に、粥川理事長から表彰式と記念品が手渡されました。

受賞をされました事業所と従事者の方は、次のとおりです。

### ○優良事業所

旦鳥鉱山株式会社、有限会社丸武産業  
株式会社國本起業

### ○優良従事者 (敬称略)

酒井 良郎 株式会社マルエス産業  
代表取締役

## 特 集

草野 哲郎 株式会社マルダイ  
代表取締役  
清野 隆志 平成鋪道有限会社  
工場長  
座馬 克之 株式会社リサイクル大輝  
取締役統括部長  
正村 朝満 丸石株式会社  
プラント工場長  
森 昭洋 株式会社名晃 運転手



定時総会受賞者の皆様

### 来賓祝辞

総会では、理事長表彰に続いて来賓の古田肇岐阜県知事(安福正寿環境生活部長代読)、岐阜県議会議長(長屋光征厚生環境委員会副委員長代読)から祝辞をいただきました。また、片山さつき参議院議員様、岐阜市長細江茂光様、(公社)全国産業廃棄物連合会会长石井邦夫様、同中部地域協議会会长永井良一様からの祝電を披露をしました。

### 議 事

祝辞後、議事に移り、株式会社研木村代表取締役社長木村順一氏を議長に選出し、最初に「第1号議案 平成26年度事業報告について」、「第2号議案 平成26年度決算について」及び「第3号議案 公益目的支出計画実施報告

について」が一括審議され、いずれも原案のとおり可決承認されました。



定時総会議案の審議状況

続いて、「第4号議案 役員の改選について」が審議され、こちらも全員賛成で原案のとおり可決承認されました。



総会で選任された役員の皆様

ここで総会は一旦休憩となり、この間に、新理事長等を選定するための臨時理事会が開催され、新理事長等の選定結果が、再開された総会の場で報告されました。その後、理事長に再任された粥川長司理事長から力強い就任の挨拶があり、議事は終了となりました。

### 感謝状贈呈

また、議事終了後、退任された役員で、特に功績の大きかった、前理事野村清晴氏及び適正処理委員会委員石田信正氏に対し、感謝

状と記念品の贈呈を行うことが5月19日の第1回理事会で決議されていましたので、粥川理事長から石田信正氏に感謝状の贈呈が行われました。



石田信正氏(代理受領石田謙治氏)へ感謝状の贈呈

なお、総会終了後には、全産連中部地域協議会長(愛知県産業廃棄物協会長)をはじめ、



懇親会に出席いただいた来賓の皆様



懇親会で中締めを行う青年部会員

静岡県、愛知県、三重県の産業廃棄物協会の役員を来賓に迎え、懇親会が開催され、会員の皆さまの交流が行われました。

## 知事表彰

平成27年度廃棄物処理関係業務功労者に対する知事表彰の伝達が、第4回定期総会の開会に先立って、安福正寿環境生活部長から行われました。

### ○知事表彰受賞者

澤田裕二氏 株式会社フィルテック  
代表取締役

## 記念品贈呈

知事表彰を受賞された澤田裕二氏に、当協会からの記念品が粥川理事長から贈呈されました。



澤田氏への知事表彰伝達

## 新役員の紹介

第4回定期総会において選任された理事及び監事、並びにその後の臨時理事会で選定された役員一覧は、7頁のとおりです。

## 臨時理事会の開催

平成27年度の臨時理事会が、平成27年6月19日(金)に、第4回定期総会の休憩時間を利用

# 特 集

して「岐阜都ホテル」で開催されました。

この臨時理事会では、理事長等の選定を行うための第1号議案、理事長職務代行を行う副理事長の順序を定めるための第2号議案、顧問を委嘱するための第3号議案についての議案がそれぞれ審議され、いずれも原案のとおり可決承認されました。

[副理事長が行う職務代行の順位]

第1順位 鈴村 副理事長

第2順位 丹羽 副理事長

[顧問]

桑田 宜典 氏

坂 志郎 氏

## 第2回理事会の開催

平成27年度の第2回理事会が、平成27年6月19日(金)の第4回定期総会終了後、「岐阜都ホテル」で開催されました。

この理事会では、委員会構成についての第1号議案について審議され、いずれも原案のとおり可決承認されました。可決承認された各委員会の委員名簿は、8頁のとおりです。



## 協会の新執行体制

役職名	氏名	会員区分	会社名等	備考
顧問	桑田宣典	一		
	坂志郎	一		
理事長	粥川長司	正	(株)粥川商店 代表取締役	
副理事長	鈴村兼利	正	平成舗道(有) 取締役兼会長	
	丹羽武	正	(有)丹羽建材 代表取締役	
専務理事	長谷部政行	特	(一社)岐阜県産業環境保全協会	
理事	石垣彰寛	賛	岐阜県メッキ工業組合 代表理事	
	石原幸喜	正	丸石(株) 代表取締役社長	
	川合秋男	正	丸硝(株) 常務取締役	
	木村順一	正	(株)研木村 代表取締役社長	
	國本吉男	正	(株)國本起業 代表取締役	
	栗本純夫	賛	岐阜県生コンクリート工業組合 専務理事	
	河野勝二	正	(有)河野組 代表取締役	新任
	澤田裕二	正	(株)フィルテック 代表取締役	
	杉下武夫	正	(有)丸武産業 代表取締役	
	鷲崎哲也	賛	岐阜県環境推進協会 事務局長	新任
監事	傍島壽一	賛	岐阜県鋳物工業協同組合 理事	
	高井勝由	正	(株)カンチ 代表取締役	
	土岐建夫	正	大王製紙(株)可児工場 安全環境室室長代理	
	野々村清	正	(株)野々村商店 代表取締役	
	濱岡直彦	正	(株)大地 代表取締役	新任
	堀義博	賛	(一社)岐阜県建設業協会 環境委員会委員	
	山田輝幸	正	(株)山田林業 代表取締役	
	高木雅浩	賛	岐阜県管設備工業協同組合 理事	
	森本禎人	正	(有)奥飛騨建材 取締役	新任

役員の構成 理事21名、監事2名 計23名 (内 訳 正会員 16名、賛助会員 6名、特別会員 1名)

特 集

各委員会の委員名簿

区分	氏 名	会員区分	役 職 名	会 社 等	備 考
総務委員会 8名	國本吉男	正会員	理 事	(株)國本起業	
	澤田裕二	正会員	理 事	(株)フィルテック	
	鈴村兼利	正会員	理 事	平成舗道(有)	
	高井勝由	正会員	理 事	(株)カンチ	
	土岐建夫	正会員	理 事	大王製紙(株)可児工場	
	森本禎人	正会員	監 事	(有)奥飛騨建材	新任
	鷺崎哲也	賛助会員	理 事	岐阜県環境推進協会	新任
	傍島壽一	賛助会員	理 事	岐阜県鋳物工業協同組合	
研修指導委員会 8名	木村順一	正会員	理 事	(株)研木村	
	丹羽 武	正会員	理 事	(有)丹羽建材	
	山田輝幸	正会員	理 事	(株)山田林業	
	酒井良郎	正会員		(株)マルエス産業	
	林久仁	正会員		(株)美濃環境保全社	
	若山三代子	正会員		(株)池田環境保全	
	石垣彰寛	賛助会員	理 事	岐阜県メッキ工業組合	
	栗本純夫	賛助会員	理 事	岐阜県生コンクリート工業組合	
広報編集委員会 7名	石原幸喜	正会員	理 事	丸石(株)	
	川合秋男	正会員	理 事	丸硝(株)	
	野々村清	正会員	理 事	(株)野々村商店	
	濱岡直彦	正会員	理 事	(株)大地	
	各務剛児	正会員		青協建設(株)	
	川合雅和	正会員		(株)カワイ工業	
	大野安一	正会員		山村碎石(株)	編集顧問
適正処理委員会 6名	河野勝二	正会員	理 事	(有)河野組	
	杉下武夫	正会員	理 事	(有)丸武産業	
	草野哲郎	正会員		(株)マルダイ	
	纈纈和人	正会員		(株)纈纈	
	堀義博	賛助会員	理 事	(一社)岐阜県建設業協会	
	高木雅浩	賛助会員	監 事	岐阜県管設備工業協同組合	

※委員長、副委員長は、次回の各委員会で互選されます。

## 就任ごあいさつ

岐阜県環境生活部長 安 福 正 寿

本年4月の異動により、岐阜県環境生活部長に就任した安福でございます。本紙面をお借りして一言ご挨拶を申し上げます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から、産業廃棄物の適正処理の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、岐阜県では、古来より豊かな森を源とする「清流」が里や街を潤し、私たちに安らぎと豊かさをもたらすとともに、美濃和紙などの匠の技を磨き、伝統文化を育んできました。県では、平成22年に開催した「第30回全国豊かな海づくり大会」を契機として、こうした「清流」に育まれた自然や歴史、伝統、文化、技をふるさとの宝ものとして活かし、伝える「清流の国ぎふ」づくりに取り組んでいます。

廃棄物行政の推進に関しましては、循環型社会の形成推進に向けて「第2次岐阜県廃棄物処理計画」に基づいて3R(発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再資源化(リサイクル))の取組みを進め、「廃棄物の適正処理及び清掃に関する法律」及び「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」により不法投棄等の未然防止、拡大防止のための様々な施策を実施しています。

貴協会には、美濃加茂市地内の不適正処理事案について、本年3月から6月にかけて撤去奉仕作業を行っていただきました。理事長をはじめ、役員の方々、会員企業の皆様方のご尽力により、懸案事案が一つ解決されましたことに深謝申し上げます。

県といたしましても、不適正案件の早期解決に一層取り組んでまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

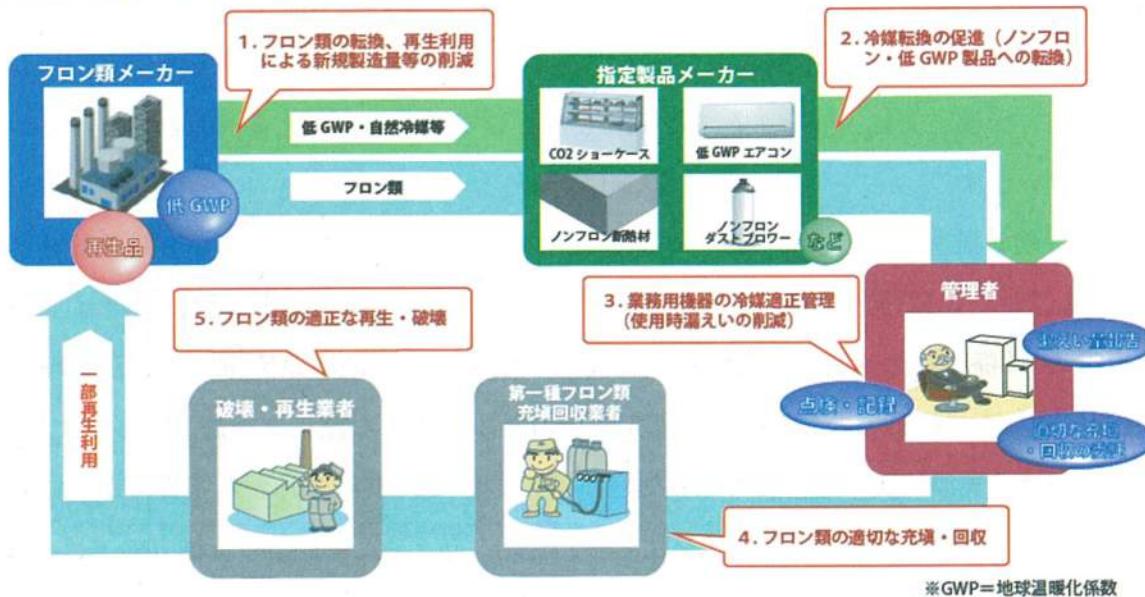
## フロン排出抑制法について

岐阜県環境生活部環境管理課

今般、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「フロン回収・破壊法」)が改正され、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」)として平成27年4月1日から施行されました。

この改正では、従前のフロン類の回収・破壊に加え、フロン類製造から廃棄までのライフサイクル全体に係る包括的な対策が取られることを目的としています。そのため、第一種フロン類回収業者(現「第一種フロン類充填回収業者」)のみならず、第一種特定製品(業務用空調機器、冷凍・冷蔵機器)の管理者に対しても新たに定期的な機器点検の義務が課されるなど、規制が拡大されました。

### フロン類のライフサイクル全体



### ◆管理者とは

原則として、当該製品の所有権を有する者(所有者)を指します。ただし、例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を受託者が負うこととされている場合は、その者が管理者となります。

リース・レンタル契約、テナントの場合など、所有権と管理権限の所在が異なる場合は、当該契約におけるメンテナンスや修理、廃棄等に係る責任主体の定めにより、実質的に管理等の責任を有する者が第一種特定製品の管理者となります。

なお、管理業務を委託している場合は、当該委託行為を行うことが管理責任の行使に当たるこ

とから、管理業務の委託元である者が第一種特定製品の管理者となります。

## ◆第一種特定製品とは

業務用の冷凍空調機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているものを指します。  
(カーエアコンを除く)

これら機器について、「業務用」かどうかは、使用目的ではなく、その機器が業務用として製造されたものかどうかで判断します。会社のオフィスなどに設置されたエアコンであっても、「家庭用」として製造されたものであれば、業務用エアコンではありません。

### 〈第一種特定製品の管理者が取り組む事項〉

#### 管理者判断基準の遵守

第一種特定製品の管理者(原則として所有者)は、次に挙げる保守管理を通じて、これら機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むこととされました。

##### (1) 当該第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全

機器の損傷等を防ぐため、設置場所として大きな振動が発生する場所やその他不適切な場所を避けなくてはなりません。また第一種特定製品が損傷したときに適切な修理ができる環境である必要があります。

##### (2) 簡易点検、定期点検の実施

管理する機器について、以下の点検を行わなければなりません。

- 3か月に一回以上の簡易点検(すべての第一種特定製品が対象)
- 別途定められた頻度での、専門知識を有する者による定期点検(一定以上の規模の第一種特定製品が対象)

#### ※簡易点検の項目

管理する第一種特定製品の種類	点検項目
エアコンディショナー	<ul style="list-style-type: none"><li>・異常な作動音、振動の有無</li><li>・外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化の有無</li><li>・油にじみの有無</li><li>・熱交換器への霜付きの有無</li></ul>
冷蔵機器及び冷凍機器	<ul style="list-style-type: none"><li>・異常な作動音、振動の有無</li><li>・外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化の有無</li><li>・油にじみの有無</li><li>・熱交換器への霜付きの有無</li><li>・庫内等、管理する第一種特定製品により冷却される箇所の温度</li></ul>

## 行政ニュース

※法律上必要な定期点検の頻度

製品区分	圧縮機に用いられる原動機の定格出力 又は圧縮機を駆動するエンジンの出力 の区分	点検の頻度
冷蔵機器および冷凍機器	7.5kW 以上の機器	1年に一回以上
エアコンディショナー	50kW 以上の機器	1年に一回以上
	7.5kW 以上50kW 未満の機器	3年に一回以上

(3) フロン類漏えい時における、機器の修理完了までのフロン類充填の原則禁止

冷媒の漏えいが確認された場合の点検、漏えい個所の特定・修理が義務付けられました。漏えいや故障を確認した場合は、修理を完了するまでは原則としてフロン類の充填は禁止されています。

(4) 機器ごとの点検・整備記録簿の作成、保存

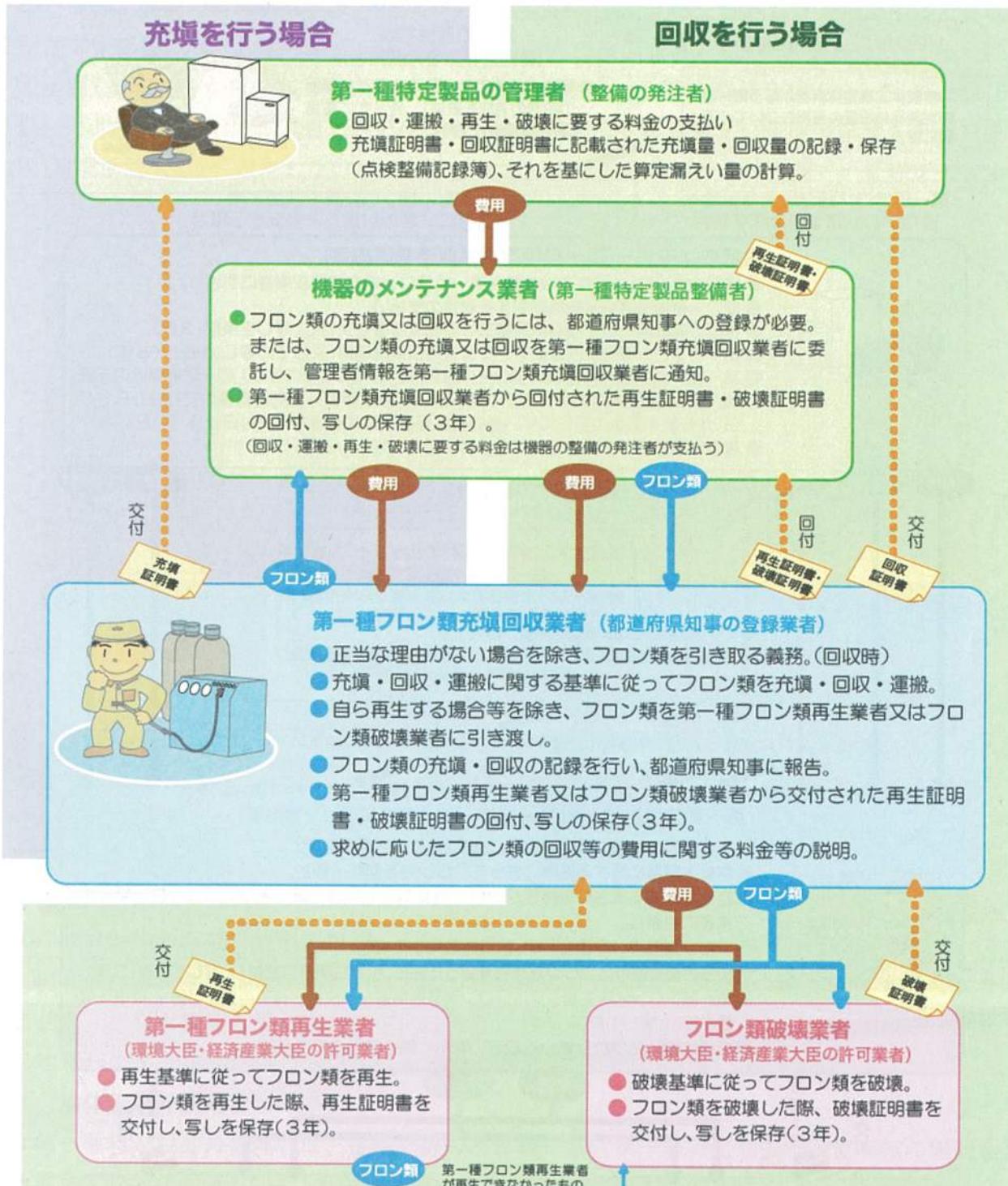
適切な機器の管理を行うため、機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録・保存しなければなりません。機器の整備を行う際は、整備業者等の求めに応じて当該記録を開示することとされています。

### フロン類充填・回収行為の適正化

第一種特定製品の管理者及び整備者は、整備に際して当該製品に冷媒としてフロン類を充填したり、整備または廃棄に際して当該製品からフロン類を回収したりする必要があるときは、第一種フロン類充填回収業者に委託しなければなりません。また、管理者はフロン類の回収・運搬・再生・破壊に要する料金の支払いの義務を負うこととされています。

また、第一種フロン類充填回収業者は、充填及び回収の都度、充填証明書及び回収証明書を管理者に交付することとされています。

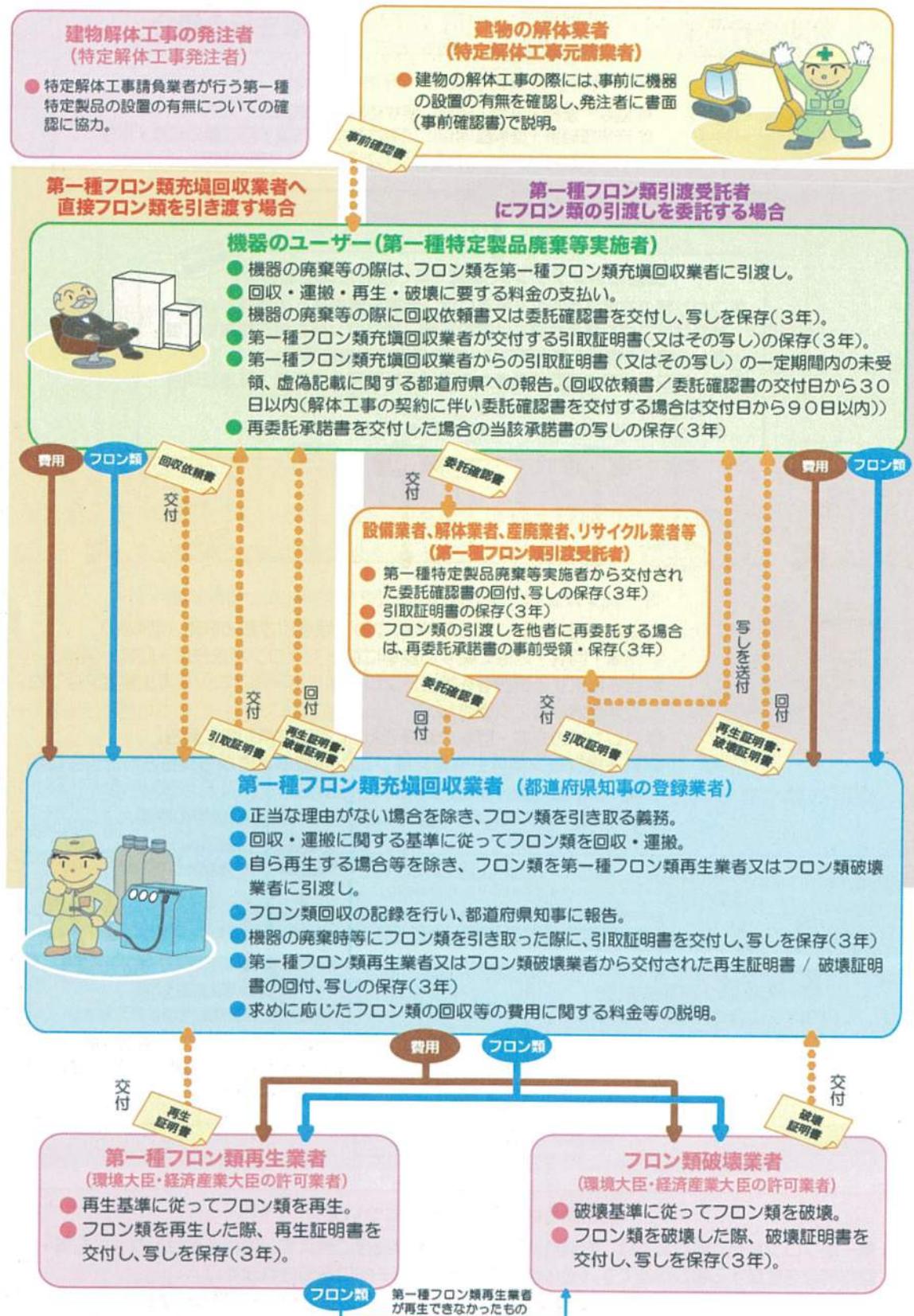
## ◆第一種特定製品を整備するとき



### 情報処理センターの活用について

- 第一種フロン類充填回収業者は、充填証明書・回収証明書発行に代えて、情報処理センターに充填・回収情報を登録する事が可能です。(その情報は管理者に電子的に通知されます。)
- これにより、管理者には充填量・回収量を電子的に管理できるというメリットがあります。

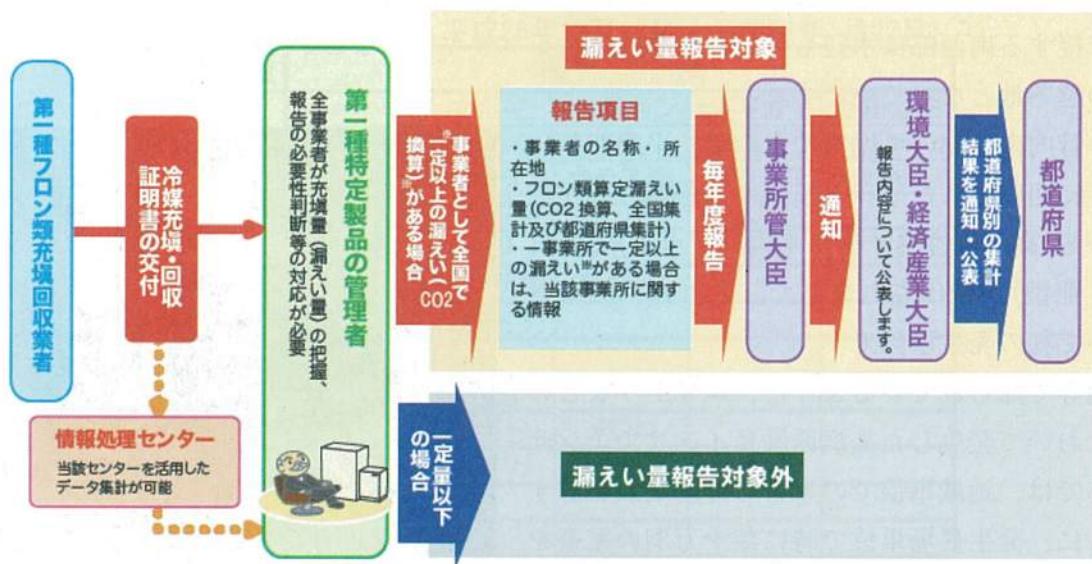
## ◆第一種特定製品を廃棄等するとき



## フロン類算定漏えい量等の報告

第一種特定製品の管理者は、第一種フロン類充填回収業者から交付された充填証明書及び回収証明書を保管し、これらから漏えい量を算定しなければなりません。

1年間(4月1日から翌年3月31日まで)に管理する第一種特定製品全体から一定以上(1,000 CO<sub>2</sub>-t以上)のフロン類の漏えいを生じさせた管理者は、算定漏えい量を翌年度7月末日までに国(事業所管大臣)へ報告しなければなりません。国は報告を受けた算定漏えい量等を公表することとされています。



※ 一定以上の漏えい … 一年度内に 1,000t-CO<sub>2</sub> 以上。代表的な冷媒である R-22 や R-410A であれば約 500kg 以上に相当する。

算定漏えい量(CO<sub>2</sub>-t) = Σ(冷媒番号区分ごとの((充填量(kg)-整備時回収量(kg))×GWP)) ÷ 1000  
 ||  
 漏えい量

### 〈その他〉

#### (1) フロン類のみだり放出の禁止

何人も、みだりに特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出してはなりません。フロン類をみだりに大気中に放出した場合、1年以上の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。(法第86条「フロン類の放出の禁止」、法第105条第13項「罰則」)

## (2) 解体工事元請業者への協力

第一種特定製品の管理者は、建築物等の解体時には、第一種特定製品の設置有無の確認を行う解体工事元請業者へ協力(図面や電源の提供等)する必要があります。

### (3) 情報処理センターの活用

情報処理センター(一般財団法人日本冷媒・環境保全機構(JRECO))を利用することにより、「充填証明書」、「回収証明書」の受理を電子的に行うことが可能です。

詳細については、情報処理センターのホームページ(<https://www.jreco.jp/>)をご確認ください。

## 岐阜県初の野鳥における 鳥インフルエンザについて

岐阜県可茂県事務所環境課

可茂県事務所は、美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡の10市町村を所管区域としています。管内東北部の大半は山地となっていますが、中央付近を木曽川、飛騨川が縦断して流れ、濃尾平野に隣接する南西部は水辺も多く、冬季には、シベリヤ方面などから多くの渡り鳥たちが訪れる格好の越冬地となっています。

この管内南西部の可児市において、平成26年12月12日に回収されたオシドリのオス(写真)の死亡個体から、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)が検出されました。これは、岐阜県において初の発生事例です。

報道等で知られているように、ニワトリなどの家畜において発生した高病原性鳥インフルエンザの対応では、地域単位での家畜の移動制限を課すとともに、発生農場単位で時に数十万羽の家畜を全頭殺処分することでウイルスの拡散防止対策が行われます。平成27年1月には、岡山県において約20万羽の採卵鶏の殺処分を24時間体制で行う、ウイルスの封じ込め作業が実施されました。

一方、人の管理が及ばない野鳥においては、家畜と同様の対応を行うことは不可能です。また、通常の生活であれば野鳥から人への感染を恐れる必要はないのですが、野鳥から家畜への感染を防がなければなりません。そこで、環境省が定めるマニュアルに従い、死亡野鳥等の状況を監視して、地域へのウイルスの侵入の有無を確認するなど、重点的に家畜の防疫体制の強化を図ります。具体的には、カモなど水鳥が集まる水辺を日々巡視して異常の早期発見に努めるとともに、住民等からの通報による死亡野鳥情報等を収集整理して野鳥の死亡状況を監視して、感染が疑われる死亡個体については検査を行い、インフルエンザウイルスの感染を確認します。

昨年は、9月に韓国のアヒル農場で高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)の発生が確認されて以来、世界各国において高病原性鳥インフルエンザウイルスの発生が確認されており、韓国が渡り鳥の飛行ルートにあることから、環境省は警戒レベルを上げて野鳥の監視を強化していました。その後、国内においても11月3日に島根県で採取された糞便からH5N8亜型が検出されたほか、千葉県、鳥取県、鹿児島県の各地において回収された死亡野鳥等から、いずれも同型のウイルスが確認されていました。

12月12日可児市において回収したオシドリでは、16日の遺伝子検査結果が「陽性」と判明し、回収地点から半径10km圏内が野鳥監視重点区域<sup>(注1)</sup>の指定を受け、パトロールを開始しました。



その後20日の確定検査により高病原性鳥インフルエンザ(H5N8亜型)であることが確認され、管内市町村と連携してさらに野鳥の監視体制を強化しました。

野鳥監視重点区域の指定期間は12月16日から翌1月27日の45日間に及びました。この間日々のパトロールでは野鳥の異常は確認されませんでしたが、当管内では県民の皆様からの通報により198羽の死亡野鳥の回収を行いました。

表1 死亡野鳥一覧表

**種類別の回収羽数**  
(集計期間:平成26年12月16日～平成27年1月27日)

回収羽数	種 別				
	キンクロハジロ	マガモ	オオバン	ヒドリガモ	カルガモ
1羽	ハシビロガモ	トビ	ツミ	コミニズク	オオコノハズク
	アカハラ	カシラダカ	カラス類	カワセミ	ハクセキレイ
	ハシボソガラス	ホオジロ	モズ	ルリビタキ	
2羽	ウグイス	キジ	コジュケイ	ハト類	ヤマドリ
3羽	フクロウ	アオサギ	ダイサギ		
4羽	アオジ	ムクドリ			
7羽	ジョウビタキ				
8羽	シジュカラ	不明			
9羽	シロハラ	ドバト	メジロ		
14羽	スズメ	ヒヨドリ			
17羽	ツグミ				
27羽	キジバト				
30羽	トラツグミ				
のべ					198 羽

※ リスク種1 リスク種2 リスク種3 その他の種

新聞等の報道の効果もあり、野鳥監視重点区域の指定期間中、昼夜を問わず多くの方から情報をいただきました。主に地域にお住まいの住民の皆様からの通報であったことから、住宅地周辺での回収事例が多くなりましたが、死亡野鳥が特定の箇所に集中するような異常は確認されませんでした。

また、期間中に回収したリスク種<sup>(注2)</sup>からもインフルエンザウイルスが検出されることもなく、家畜への感染もなく無事終息を迎えられたことを、とても幸いに思います。

最後に期間中、多くの情報を提供していただいた県民の皆様、また通報にその都度対応していただいた市町村職員の皆様に、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

(注1)野鳥監視重点区域：高病原性鳥インフルエンザ発生箇所から半径10km圏内を指定し、最後の発生確認日から45日間、野鳥監視を強化します。

(注2)リスク種：高病原性鳥インフルエンザウイルスに対する感受性や、過去の感染事例などを考慮して、発見の可能性を高めることを目的として定められる野鳥の区分で、リスク種1は、死亡野鳥等調査で最もウイルスが検出されやすいと考えられる種が指定されています。

# 「不法投棄産業廃棄物の撤去奉仕活動」(その2)

(一社)岐阜県産業環境保全協会

岐阜県産業環境保全協会は、今年の3月6日、7日に引き続き5月21日から6月2日(5月24日と31日を除く)まで美濃加茂市加茂野町加茂野地内の資材置き場に不法投棄された建設系廃棄物(ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類、木くず)の撤去作業を関係機関や地元自治会の協力を得て奉仕活動として行いました。

3月に分別済み廃棄物約200m<sup>3</sup>と未分別廃棄物約30m<sup>3</sup>の搬出運搬を行ったことから、今回は残りの未分別廃棄物分について作業を行いました。

現場に粗選別機(パワートラック800)を設置し、土混じりの廃棄物をバックホウ(0.45m<sup>3</sup>)で粗選別機に投入し、40mm以上と40mm未満に選別しました。40mm以上粒径の廃棄物は、バックホウ(0.7m<sup>3</sup>)でダンプトラックに積みこみ、最終処分場へ運搬しました。40mm未満の土砂には異物が残らないように手選別を行いました。手選別の後、現地に残った土砂は、バックホウ等でならし現場土地に整備しました。

作業では、当協会の青年部が重機(バックホウ)の操作や手元作業について中心となって行いました。

搬出量は当初想定した400m<sup>3</sup>を上回り約950m<sup>3</sup>程となり、3月搬出分と合わせると約1200m<sup>3</sup>程となりました。

作業日数は6日間の予定をしていましたが、廃棄物の量が多かったことや粗選別、 トラックでの搬出に思いの外時間を要し11日間かかりました。

### 【撤去搬出量の状況】

区分	撤去搬出量	延 トラック台数
3月実施分	200 m <sup>3</sup> (分別済分)	18 (10t車)
3月実施分	30 m <sup>3</sup> (未分別分)	15 (4t車)
5月実施分	952 m <sup>3</sup> (分別済分)	119 (10t車)
合計	1182 m <sup>3</sup>	

今回も分別に必要な粗選別機や搬出等に必要なダンプトラックやバックホウ等の機材は、会員企業から持ち寄り、それぞれの撤去分担作業を行いました。また、搬出先での廃棄物の処分費用についても協会員企業の多大なる協力を得て行ったことから、通常より少ない経費で行うことが出来ました。

## 【主な提供資機材の状況】

会員企業提供資機材	主な用途
バックホウ (0.7 m <sup>3</sup> )	搬出用トラックへの積込
バックホウ (0.45m <sup>3</sup> )	粗選別機へ廃棄物投入
バックホウ (0.1 m <sup>3</sup> )	現場の整備
ダンプトラック (4 t)	廃棄物の搬出
ダンプトラック (10 t)	廃棄物の搬出
粗選別機 (パワートラック 800)	廃棄物の選別
ハイウォッシャー	搬出トラックタイヤの洗浄
敷鉄板	現場及び出入口の保護安定

撤去奉仕活動には、粥川理事長を筆頭に当協会員をはじめ延べ人員約300人が奉仕活動に参加しました。地域からは、藤井美濃加茂市長、佐々木可茂県事務所長から励ましとお礼との言葉を頂き、加茂野自治会の方や美濃加茂市役所の多くの方に参加を頂きました。

また、大坪岐阜県廃棄物対策課長をはじめ岐阜県庁の職員や可茂県事務所環境課職員の多数に参加をいただきました。



## トピックス



〈調査時の不法投棄状況〉  
(平成26年7月31日)



〈3月撤去開始前の状況〉  
(平成27年3月6日)



〈3月撤去終了後の状況〉  
(平成27年3月7日)

## トピックス



〈5月撤去開始前の状況〉  
(平成27年5月21日)



〈5月撤去中の状況〉  
(平成27年5月21日)



〈6月撤去終了後の状況〉  
(平成27年6月2日)



2015年(平成27年)5月22日(金曜日)

**産廃物の撤去進める**

岐阜県産業環境保全協会

美濃加茂市が主導で撤去作業を実施する。県内の産廃処理業者によるボランティア活動で、これまでに約230立方㍍の産廃物が撤去された。

重機や手作業で瓦片などの産業廃棄物を撤去する参加者=美濃加茂市加茂野町で

（足立泰弘）

中日新聞 平成27年5月22日

2015年(平成27年)5月22日 金曜日

**産廃完全撤去に着手**

岐阜県産業環境保全協会

ボランティアで作業

美濃加茂市が主導で撤去作業を実施する。県内の産廃処理業者によるボランティア活動で、これまでに約230立方㍍の産廃物が撤去された。

重機で建設系産廃物を撤去する岐阜県産業環境保全協会の関係者ら=美濃加茂市加茂野町で

岐阜新聞 平成27年5月22日

2015年(平成27年)6月15日(月曜日)

## 投棄建廃約950m<sup>3</sup>を撤去

岐阜県産業環境保全協会

10日以上にわたって300人が参加

（一社）岐阜県産業環境保全協会（岐阜市、粥川長司理事長、☎058-272-9229）は5月21日から6月2日（25日と31日を除く）にわたって、美濃加茂市の資材置き場に不法投棄された建設系廃棄物の撤去奉仕活動を行った。会員企業300人が参加し、約950立方㍍の廃棄物を撤去した。同所には、すでに廃業した解体工事業者によって、がれき類や瓦礫が大量に堆積していた。会員企業が運搬車で廃棄物を運搬する。10人ほどでホウで廃棄物を投入し、分別したものを搬入手邊別を行い、現場に不法投棄物が残らないよう、参加者は汗を流す。撤去奉仕活動に参加した関係者

を中心に、県関係者や地元住民ら計約300人が参加し、約950立方㍍の廃棄物を撤去した。同所には、すでに廃業した解体工事業者によって、がれき類や瓦礫が大量に堆積していた。会員企業が運搬車で廃棄物を運搬する。10人ほどでホウで廃棄物を投入し、分別したものを搬入手邊別を行い、現場に不法投棄物が残らないよう、参加者は汗を流す。撤去奉仕活動に参加した関係者



撤去奉仕活動に参加した関係者

積込みに上了った。6月間での撤去計画も長期化したもので、全量撤去され、分別済みの土砂をならし、土地を整備したのを最後に完了した。分別・搬出に必要な機械やバックホー、ダンプトラックなどの機械は、会員企業が持ち寄り、処分場までの運搬も担当。撤去に掛かった処理・処分費は協会が負担した。

同協会が放置されていた産業廃棄物をボランティアで撤去、処理するには初めて。粥川長司理事長は「県内に物処理法に基づき改善を勧告したが、その後業者が廃業し、経営者も亡くなり放置された。た。」と話した。同協会が放置された場所があり、ここをモデルにしてボランティアでできるか検討していく」と語った。

循環経済新聞 平成27年6月15日

## わがまちの環境保全と対策



～これからも　ずっと郡上　もっと郡上～

郡上市長　日置 敏明

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃より、本市をはじめ県内各地域の環境保全活動にご尽力いただいておりますことに、心より敬意と感謝を申し上げます。

本市は、岐阜県のほぼ中央に位置し、面積1,030.75km<sup>2</sup>のうち約90%は長良川、木曽川、庄川、九頭竜川の四大河川の源流域を形成する森林地帯が占めています。また、最低海拔地の美並町木尾が110m、最高海拔地の白鳥町銚子ヶ峰が1,810mと高低差が大きく、長良川源流部にあたる高鷲町の大日山麓一帯にはひるがの高原、上野高原が、明宝水沢上一帯にはめいほう高原が広がっており、雄大な自然に囲まれたロケーションとなっています。さらに、長良川をはじめとして和良川、石徹白川などの一級河川が24本あり、山林の高い水源涵養能力によって、美しく豊かな水に恵まれています。

さて、今日の人々の環境問題に対する意識は一層高まり、持続可能な社会の実現、地球温暖化対策、自然環境の保全など多様な取組みが求められています。

そのような中、本市は合併後11年を経過し、4R(リデュース、リフューズ、リユース、リサイクル)の推進、再生可能エネルギーの活用等に一層力を注いでいます。昨年度には生ごみの堆肥化を推進するため、「生ごみから元気な野菜づくり」と題した研修会を実施し、生ごみを利用した野菜作りの方法を市民に紹介しました。今後、保育園などへこの取組みを広げていきたいと考えています。

また、本年3月には明宝温泉「湯星館」に木質バイオマスボイラーを導入し、地域で産出された薪やウッドチップを使用することで森林資源の有効活用を進めるとともに、CO<sub>2</sub>排出量の削減による地球温暖化防止にも貢献しています。

このほか、不法投棄の根絶を目指し、不法投棄パトロールと回収を継続実施するとともに、市民の皆様と行政が協力し、市内の主要河川の一斉清掃を定期的に実施するなど、美しい自然環境の保全に努めています。

なお、昨年10月、国連食糧農業機関(FAO)が伝統的な農法や関連文化を認定する「世界農業遺産」の国内候補地の三つのうちの一つに、長良川上中流域(岐阜市、関市、美濃市及び郡上市)における「清流長良川の鮎～里川における人と鮎のつながり～」が選ばれました。本年5月には、このFAO調査団による現地調査が行われ、長良川が、その流域の人々のくらしの中で清流が保たれ、その清流で鮎が育ち、清流と鮎は地域の経済や歴史文化と深く結びついていることをアピールさせていただきました。この世界に誇るべき里川のシステムを、世界農業遺産に認定していただけることを期待しております。

こうした環境保全の取組みや、先人より受け継いできた里川のシステムを大切にし、「これからも　ずっと郡上　もっと郡上」を旗印に、限りある資源・エネルギーと、豊かな自然環境を次の世代につないでいける持続可能なふるさと郡上づくりに、市民の皆様とともに取り組んでまいります。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と、会員の皆様の一層のご活躍を心より祈念申し上げます。

## ⟨(一社)岐阜県産業環境保全協会⟩

### ○理事会の開催

#### 「第1回理事会」

平成27年度第1回理事会が、平成27年5月19日(火)に「ふれあい福寿会館」で開催されました。

最初に報告事項として次のことが報告されました。

##### (1) 会議報告

- ・(公社)全国産業廃棄物連合会平成26年度全国正会員会長・理事長会議(2月27日開催)
- ・平成26年度中部地域協議会第3回会長・理事長会議(3月9日開催)
- ・(公社)全国産業廃棄物連合会平成26年度第2回中部地域協議会全体会議(3月9日開催)
- ・(公社)全国産業廃棄物連合会平成27年度第1回中部地域協議会専務理事会(5月12日開催)
- ・中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議(5月18日開催)

##### (2) 委員会報告

- ・総務委員会

平成27年度第1回委員会(4月23日開催)の開催結果

- ・研修指導委員会

平成27年度第1回委員会(4月24日開催)の開催結果

- ・広報編集委員会

平成27年度第1回委員会(4月24日開催)の開催結果

- ・適正処理委員会

平成27年度第1回委員会(4月23日開催)の開催結果

##### (3) 青年部会報告

- ・役員会(3月10日、4月10日、5月7日開催)及び第12回定時総会(4月10日開催)

続いて、次の5議案について審議が行われ、いずれの議案も原案のとおり可決承認されました。

第1号議案 平成26年度事業報告について

第2号議案 平成26年度決算について

第3号議案 公益目的支出計画実施報告について

第4号議案 第4回定時総会の開催について

第5号議案 平成27年度優良会員等理事長

表彰の被表彰者の選考について  
次に、「役員の改選について」と「不法投棄産業廃棄物撤去奉仕について」協議が行われ、いずれも原案のとおり可決承認されました。

また、「その他」の事項として、「会員の状況」及び「協会事務局の夏季休業」について報告があり、それぞれ了承されました。



第1回理事会

### ○委員会の開催

平成27年4月23日(木)

- ・第1回総務委員会を開催し、平成27年度事業計画、労働安全衛生研修会の開催、不法投棄産業廃棄物の撤去奉仕、エコア

クション21「グリーン化プログラム」の実施等について協議を行いました。

- ・第1回適正処理委員会を開催し、平成27年度事業計画、巡回指導・パトロールの実施、電子マニフェスト操作研修会の開催、優良産廃処理業者認定制度マニュアルの作成、不法投棄産業廃棄物の撤去奉仕、エコアクション21「グリーン化プログラム」の実施等について協議を行いました。

平成27年4月24日(金)

- ・第1回研修指導委員会を開催し、平成27年度事業計画、法令等研修会の開催、先進的処理施設等の視察研修会の開催、不法投棄産業廃棄物の撤去奉仕、エコアクション21「グリーン化プログラム」の実施等について協議を行いました。
- ・第1回広報編集委員会を開催し、平成27年度事業計画、協会報第103号、協会要覧(平成27年度版)の編集方針、不法投棄産業廃棄物の撤去奉仕、エコアクション21「グリーン化プログラム」の実施等について協議を行いました。

## ○青年部会の動向

- ・平成26年度第10回役員会(3月10日開催)、平成27年度第1回役員会(4月10日開催)

第12回定時総会の開催等について協議を行いました。

- ・第12回定時総会(4月10日開催)

岐阜市内の「グランヴェール岐山」で、多数の部会

員の出席を得て開催し、平成26年度事業報告及び決算、平成27年度事業計画及び予算が原案どおり承認されたほか、役員改選が行われ部会長に粥川竜司氏が新任されました。

- ・平成27年度第2回役員会(5月7日開催)、平成27年度第3回役員会(6月10日開催)

平成27年度行事予定、第13回中部ブロック通常総会報告、平成27年度行事予定及びチャリティー鶴会等について協議を行いました。

- ・全産連中部ブロック総会(5月20日開催)

平成27度の総会が四日市内で開催され、26年度の事業報告及び決算並びに27年度の事業計画及び予算が承認されました。また、総会終了後は懇親会が開催され、各県からの参加者の交流が図られました。

## 青年部会 平成27年度 役員名簿

役職名	氏名	所属会社名	担当業務
会長	粥川竜司	(株)粥川商店	
副会長	中尾正邦	(株)ワイエス・コーポレーション	
	清水健史	中日本クリーナー(株)	
幹事	森田将也	モリタ(株)	教育研修(正)
	山口誠司	中部浄化工業(株)	教育研修(副)
	草野進太郎	(株)マルダイ	協力交流(正)
	佐藤慶治	サトマサ(株)	協力交流(副)
	河村彰彦	(有)高井環境	広報機関誌(正)
	松並龍二	松保建設(有)	広報機関誌(副)
会計監事	早川卓馬	(株)研木村	
	野々村剛司	(株)野々村商店	
顧問	小塙将樹	小塙メタル(株)	

## 〈(公社)全国産業廃棄物連合会〉

### ○第5回定時総会の開催

平成27年6月12日(金)に、(公社)全国産業廃棄物連合会の第5回定時総会が、東京都内の「明治記念館」で開催されました。総会では、次の議案及び報告事項が審議され、全ての案件が全会一致で可決承認されました。

当協会からは、粥川理事長、丹羽副理事長、長谷部専務理事が出席しました。

第1号議案 平成26年度事業報告並びに平成26年度決算案承認の件

第2号議案 役員補充選任の件  
(報告事項)

- 1 平成27年度事業計画に関する件
- 2 平成27年度収支予算に関する件

### ○(公社)全国産業廃棄物連合会会長表彰

第5回定時総会の席上において、廃棄物処理業務功労者等に対する平成27年度(公社)全国産業廃棄物連合会会長表彰が行われました。

当協会の会員からは、次の方々が受賞されました。

なお、表彰式には岐阜代用燃料(株)石田謙治様が出席されました。

### ○地方功労者表彰

(株)フィルテック 代表取締役 澤田 裕二 様

### ○優良事業所表彰

岐阜代用燃料(株) 様

### ○地方優良事業所表彰

小塚メタル(株) 様

### ○優良従事者表彰

宮地 八郎 様 (株)フィルテック

大家佐知子 様 (株)フィルテック

## 〈中部地域協議会〉

### ○平成27年度第1回専務理事会議

平成27年5月12日(木)に、平成27年度中部地域協議会第1回専務理事会議が、浜松市で開催され、次の議題について協議や情報交換が行われました。

また、会議に先立ち、(株)大洋サービスの121種類の産業廃棄物総合処理施設を視察しました。

- (1) 平成26年度中部地域協議会事業報告について
- (2) 平成26年度地域協議会活動支援交付金取支決算報告及び監査報告
- (3) 平成27年度公益社団法人全国産業廃棄物連合会会长表彰について
- (4) 新年度の人事異動(各県協会役員、事務局)等について

### ○中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議

中部地域協議会の主催で、平成27年5月18日(月)に、産業廃棄物不法処理防止連絡協議会合同会議が、岐阜市内のホテルで開催されました。会議には、環境省中部地方環境事務所、中部四県の県・政令市廃棄物担当課、海上保安本部の関係者及び中部地域協議会・県協会関係の計44が参加し、各県の産業廃棄物不法処理の現状と問題点、取組状況等について熱心に意見交換を行いました。

当協会からは粥川理事長、鈴村副理事長、丹羽副理事長、堀適正処理委員長、長谷部専務理事が出席しました。

(当協会以外の岐阜県関係の出席者)

・第四管区海上保安本部 刑事課

森口 勝 第二捜査係長

## 協会だより

- 岐阜県環境生活部 廃棄物対策課  
大橋 正敏 不法投棄監視監  
川田 裕司 課長補佐兼監視指導係長

- 岐阜市環境事業部 産業廃棄物指導課  
桂川 芳久 課長  
真鍋 章宏 監視指導係長

### 社名変更の紹介

(平成27年4月から平成27年6月までに届け出のあった分)

区分	新社名	旧社名
正会員	株式会社鵜飼	株式会社鵜飼組

### 優良産業廃棄物処理業者認定(確認)会員の紹介

(平成27年4月から平成27年6月までに届け出のあった分)

会員名	住所	電話	認定・確認年月日	許可区分
(株)橋本 代表取締役 橋本和彦	可児市下恵土233-1	(0574) 63-1111	平成27年5月20日	岐阜県 産廃処分

(認定・確認年月日順)

### 会員数の状況

正会員	306
賛助会員	62
特別会員	2
合計	370

(平成27年6月30日現在)

## 産業廃棄物処理業の許可の 有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了3ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。  
許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間とされています。  
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会  
TEL 058-272-9293

## <協会への入会のおすすめ>

### — 協会組織の拡充・活性化強化を図るために —

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところですが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要であります。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

◎ 入会金 正会員 10,000円

◎ 会費 正会員 月額 10,000円  
賛助会員 年額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、協会事務局へ電話などでお連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

### 一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

## ◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいりません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約300件のご利用をいただいております。

### ◆ご利用にあたって◆

1. 最初に一度手続きされれば、金融機関の口座から自動支払いができます。
2. 次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用される場合は、事務局へご確認ください。
  - 銀 行 (十六・大垣共立)
  - 信 用 金 庫 (岐阜・大垣・西濃・関・東濃・八幡・高山)
  - 信 用 組 合 (岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師)
  - 農業協同組合 (岐阜県内のすべての農業協同組合)
  - 労 働 金 庫 (東海労働金庫)
  - ゆうちょ銀行 (全国のゆうちょ銀行)
3. ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。
4. お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

#### • 正会員

期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
月 日	4月27日	7月27日	11月27日	1月27日
金 額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

#### • 賛助会員

4月27日	30,000円
-------	---------

#### 【お申込み・お問い合わせ先】

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

☎ 058 (272) 9293 (担当: 小野)

## お 知 ら せ

### 〈電子マニフェストシステム(愛称: JWNET)の加入申込み〉 —事業者のマニフェスト事務の効率化のために—

#### 1 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター ホームページのWeb申込フォームから申込みください。

#### 2 利用料金

##### (1) 排出事業者

利用区分	A 料 金	B 料 金	少量排出事業者団体加入料金(C料金)
基本料(1年間)	25,920円	2,160円	不 要
使用料(登録情報1件につき)	10.8円	(66件まで無料) 67件から 32.4円	32.4円
利用区分の目安となる年間登録件数	1,200件以上	1,199件以下	—

排出事業者の加入単位 任意(排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など)

##### (2) 収集運搬業者

##### (3) 処分業者

利用区分	(2) 収集運搬業者	(3) 処 分 業 者		
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能+2次登録機能 ※2	A料金
基本料(1年間)	12,960円	12,960円	25,920円	12,960円
使用料(登録情報1件につき)	—	—	10.8円	(66件まで無料) 67件から 32.4円
利用区分の目安となる年間登録件数	—	—	700件以上	699件以下

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理語の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位 任意(業者単位で加入、1業者の複数加入も可能)

処分業者の加入単位 処分事業場単位(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

#### 3 問い合せ先

##### (公財)日本産業廃棄物処理振興センター

ホームページアドレス <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

サポートセンター 電話:0800-800-9023(フリーアクセス、通話料無料)

※IP電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5275-7023までおかけください。

#### 岐阜県内の加入状況

平成27年6月30日現在

加 入 区 分	加 入 者 数
排 出 事 業 者	3,116
収 集 運 搬 業 者	238
処 分 業 者	137
合 計	3,491

## 産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

### 【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

#### 協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えて購入してください。

#### 発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにて送信ください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

#### 送料について(送付先が岐阜、愛知、三重、静岡の場合)

単 票1箱 (100セット入り)<すべて>	411円
連続票1ケース(500セット入り)<直行用、建設系>	411円
連続票1ケース(500セット入り)<積替用>	463円

※会員は無料、非会員は購入者の負担

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

### 【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社)全国産業廃棄物連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

(一社)岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

\* No, \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

\* No, \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(一社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A5版 62ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設六団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 34ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日 〒 -

住 所

会社名

代表者氏名又は

取扱責任者氏名

\*事務局記入欄

支払方法	発送 払込No 窓口 現金
	整理

電話番号

FAX番号

(注) \*印の欄は、記入しないでください。

2015. 1

## 事務局からのお願い

### 会員各位

- 社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。
- ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へファックスにてご連絡ください。
- 電子マニフェストに加入された場合は、電子マニフェスト加入証の写しを、事務局へ送付ください。

### 正会員(処理業者)各位

- 岐阜県・岐阜市許可区分及び岐阜県・岐阜市許可品目の追加、削除等が生じた場合は、該当する許可証の写しを、事務局へ送付ください。
- 許可を更新された場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内にお願いします。
- 優良認定、優良確認を受けられた場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内にお願いします。

## 夏季休業(8月14日(金))について

旧盆の時期には、大半の会員企業が休業とされていることから、当協会の事務局でも、事務所を閉じさせていただいています。

今年の場合は、8月14日(金)を夏季休業日とさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願いします。

## 保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 石原 幸喜

副委員長 濱岡 直彦

各務剛児 川合秋男 川合雅和 野々村 清

野村清晴

編集顧問

大野安一

## 編集後記

今から十数年前の話であるが、息子名義の古い郵便貯金通帳を持って中央郵便局へ行ったことがあります。用件は、記入済み残高は少額であるが、その後の年月も経過していることから現在残高を知りたいと思ったからであります。

答えは、古い通帳だから判らない、のではなく、個人情報保護法の定めにより、「教えない」とのことでした。この法律は親子でも他人扱いする、なんと非常な法律であろうと痛感したものであります。その後、この法律が良好な人間関係の育成を妨害し、コミュニケーションを阻害しているものであるか、度々、体験させられました。

例えば、お世話になった恩師の住所を知りたいと学校に問い合わせると個人情報保護法の定めにより、不可。ツアー旅行で親しくなった仲間の住所・氏名を知りたいと旅行会社に問い合わせると個人情報保護法の定めにより、不可。などであります。

もちろん、個人情報が悪用されることは大問題ですから、法の趣旨は大賛成です。しかし、法の趣旨と運用に大きな乖離があることに国民は困惑していたのではないでしょうか。

この度、日本年金機構から125万件という膨大な年金情報が流失したそうです。この情報を入手した犯人は、入金口座や、住所を変更して不法に他人の年金を受け取ることができること。もし、自分が受取るべき年金が犯人に奪取されていても補償しない、と監督官庁の大臣は仰っています。だから、年金受給者は気をつけろ、と連日マスコミは報道しています。

今回発生した情報流失の後始末には膨大な経費が掛かるでしょう。その費用はすべて国民の負担となれば、この問題は単に年金受給者だけではないと思われるのだが。

さて、本件を取り上げた理由は、日本年金機構の不手際を非難するものではなく、本協会会員諸氏にも大いに参考とすべき教訓が含まれていると考えたからであります。

小さなパソコンに記録されている大事な顧客情報や経営資料、資産管理内容などが他人に盗まれ、または、一瞬に消滅するということがあり得るということです。小さな会社にこのような事態が発生したら企業の存続にも関わることと思います。経費と手間を惜しまず、万全の対策を講じられるよう切に願うものであります。

### [言葉の宝石]

千金の裘は一狐の腋に非ず(史記 叔孫通伝・贊)

裘(きゆう)とは毛皮の衣、腋(えき)とはわきの下。千金もの高価な皮ごろもは、キツネのわきの下の白い部分だけでは作れない、という意。転じて、一国の政治は一人や二人の力ができるものではなく、多くの人材を集めることによって可能となる、とのたとえ。

記 大野 安一

平成27年7月15日発行

第103号

編集発行 一般社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 紫川 長司

〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階  
TEL<058>272-9293 FAX<058>272-6764

<http://www.gifu-hozan.jp>  
E-mail info@gifu-hozan.jp

印刷共和国印刷株式会社



協会のシンボルマーク